

令和5年度第1回南相馬市公共事業評価結果

№		1	事業名	南相馬市（川房地区）複合型園芸施設整備事業	主管課	農林水産部農政課
事業の目的	対象	誰に、何に対して働きかけるのか				
		○農業者				
	意図	対象がどのようなことがねらいなのか				
		○農業者の農業所得・収益を確保し、新たな担い手を地域に呼び込み、小高区川房地区を中心に営農再開を推進し、当該地区一帯の農地活用が進むことで、震災前の原風景を取り戻す。 ○営農指導や経営相談等ができる就農環境を整えることで、帰還者や新規就農者が安心して、農業を営むことができる環境を創出する。				
	目的結果	どのような結果をもたらすのか				
	○当該施設が稼働し、運営事業者が営農を開始することで、耕作放棄地の活用が進む。 ○運営事業者と地元農業者との契約栽培により、農業者が安定した収入を得られるようになることで、営農の継続・拡大につながる。さらに、その結果を周知することで、避難されている農業者の帰還促進、新規就農希望者の増加を図ることができる。 ○運営事業者による栽培技術支援なども行うことで、帰還者や新規就農者も安心して、農業を営むことができる。					
手段・手段	手	段	○建設地 小高区川房字田中地内（26,250㎡） ○整備概要 育苗施設（1,674㎡） 農産物加工施設（4,285㎡） ○事業内容 令和6年度 実施設計 令和7年度 造成工事・建築工事 令和8年度 供用開始	事業費（千円）	令和6年度	264,444,000
					令和7年度	5,095,860,000
					総事業費	5,360,304,000
担当課による自己評価	必要性	市民ニーズ	市民ニーズはあるか			
			○事前に農業者に対して行ったアンケート調査では、約10団体等（個人農家含む）から当該施設を活用した営農を行いたいとの希望があった。 ○新規就農者に対する調査では、現状の経営課題として「所得・収益の確保」が最も多く挙げられており、農業によって十分な収入が得られる環境が求められている。 ○市と協定を締結している農業法人から、消費者ニーズが増加傾向にあるカット野菜の生産を市内で行いたいとの意向を受けている。 ○小高区川房地区など、営農が進んでいない小高区を中心とした住民からは、地域全体の活性化につながる施策を望む声が多い。また、整備予定地の地権者及び周辺の農業者からは、施設整備について、賛成いただいている。			
	行政関与	市が積極的に関与すべき事業なのか				
		○小高区の住民の帰還状況や農業の担い手不足、耕作放棄地の増加等を踏まえ、小高区の農業復興・再生を成し遂げるためには、行政が直接関与し、当該施設を整備する必要がある。 ○当該補助制度（国・県）を活用するためには、市が事業主体になることが補助要件となっており、かつ令和7年度までに事業が完了することも補助要件となるため、本事業を進め上で、圃場整備事業との調整など、円滑な事業推進のためには、行政関与が必要となる。				
	有効性	成果の期待度	どのような効果が期待されるか			
			○運営事業者が有する既存販路（主に東北方面）を活用し、南相馬市産の野菜を安定して流通させることから、市内農業者との契約栽培が可能であり、南相馬市産の野菜を全国にPRすることで、避難者や新規就農希望者へのアピールにもつなげることができる。			
その他	優先性等	○当該施設を整備するための補助制度（国・県）を活用できる期限が令和7年度までとなっており、財政負担を軽減するため早急に着手、当該期限内に完了させる必要がある。				
総合評価		必要性・有効性がともに認められる。				

令和5年度第1回南相馬市公共事業評価結果

公共事業評価委員会評価結果	
総合評価	○必要性が認められ有効性は更なる向上が望まれる。
付帯意見	(1) 当該施設の運営に関しては、本市の農業活性化に資するよう、市がイニシアティブをとって、運営事業者との連携を図ること。 (2) 新規就農者等含めて、本市における農業の持続可能性を確保できるよう、他事業や所管課との連携に努めること。 (3) 運営事業者の選定に当たっては、そのプロセス等を明確にし、市民に対し、開示すること。また、事業実施に当たっては、年度ごとに運営事業者による活動実績等を評価するとともに、その結果を市民に随時情報を開示すること。
対応方針	(1) 当該施設については、小高区のみならず、延いては南相馬市産の農産物を全国に発信する重要な拠点となります。 このため、本市では、当該施設の整備目的を基に、当該施設が本市の農業活性化に資するよう、市内農業者の意見等を踏まえ、市の方針について、当該施設運営に反映するため、市と運営事業者との定期的な「協議の場」を設けるなど、運営事業者との連携・強化を図ってまいります。 (2) 当該事業については、当該施設周辺における農地での安定的かつ継続的な野菜の生産体制を構築することが大前提となります。 このため、本市では、既存の生産者をはじめ、今後、新規就農者を確保しながら、本市における農業の持続可能性を確保できるよう、関係する他事業や所管課との連携・強化を図ってまいります。 (3) 本市では、当該施設の運営事業者の選定に当たって、「農業用施設等貸付選定委員会」を通じた事業者選定のプロセスなど、適宜、市ホームページ等を通じて、市民の皆様に対し、必要な情報を開示してまいります。 また、当該事業に係る活動実績については、市が年度ごとに当該施設における市内農産物の取引状況等を基に評価するとともに、その結果について、随時、情報開示を行ってまいります。